

令和8年

三重県議会定例会会議録

(3 月 23 日)
(第 8 号)

令和 8 年

三重県議会定例会会議録

第 8 号

○令和 8 年 3 月 23 日（月曜日）

議事日程（第 8 号）

令和 8 年 3 月 23 日（月）午前 10 時開議

- 第 1 議案第 5 号から議案第 21 号まで及び議案第 23 号から議案第 73 号まで
並びに議提議案第 1 号
〔委員長報告、討論、採決〕
- 第 2 常任委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 3 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第 4 意見書案第 1 号から意見書案第 7 号まで
〔討論、採決〕
- 第 5 議提議案第 2 号
〔提案説明、採決〕
- 第 6 特別委員会廃止の件
- 第 7 議提議案第 3 号
〔提案説明、採決〕
- 第 8 議案第 74 号から議案第 76 号まで
〔提案説明、採決〕

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 号から議案第 21 号まで及び議案第 23 号から議案第 73 号
まで並びに議提議案第 1 号
- 日程第 2 常任委員会の調査事項に関する報告の件

- 日程第3 特別委員会の調査事項に関する報告の件
 日程第4 意見書案第1号から意見書案第7号まで
 日程第5 議提議案第2号
 日程第6 特別委員会廃止の件
 日程第7 議提議案第3号
 日程第8 議案第74号から議案第76号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	市野	修平
2	番	曾我	正彦
3	番	荊原	広樹
4	番	伊藤	雅慶
5	番	世古	明
6	番	市川	岳人
7	番	龍神	啓介
8	番	辻内	裕也
9	番	吉田	紋華
10	番	難波	聖子
11	番	芳野	正英
12	番	川口	円
13	番	喜田	健児
14	番	中瀬	信之
16	番	中瀬古	初美
17	番	廣	耕太郎
18	番	松浦	慶子
19	番	石垣	智矢
20	番	山崎	博

21	番	野村	保夫
22	番	倉本	崇弘
23	番	山内	道明
24	番	田中	智也
25	番	藤根	正典
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	田中	祐治
30	番	野口	正生
32	番	石田	成聡
33	番	村林	正人
34	番	小林	豊
35	番	小東	隆尚
36	番	長田	智広
37	番	今井	昭義
38	番	稲垣	正信
39	番	日沖	裕幸
40	番	舟橋	年規
41	番	中嶋	謙順
42	番	青木	博文
43	番	中森	教和
44	番	山本	信行
45	番	西場	正美
46	番	中川	富男
47	番	服部	健児
48	番	津田	

欠席議員 1名

31 番
(15 番

谷 川 孝 栄
欠 員)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	佐 波 齊
書 記 (事務局次長)	小 野 明 子
書 記 (議事課長)	吉 川 幸 伸
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	橋 本 哲 也
書 記 (議事課係長)	辻 詩保里
書 記 (議事課主任)	藤 野 和 輝

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	服 部 浩
副 知 事	野 呂 幸 利
危機管理統括監	清 水 英 彦
総 務 部 長	後 田 和 也
政策企画部長	長 崎 禎 和
地域連携・交通部長	生 川 哲 也
防災対策部長	田 中 誠 徳
医療保健部長	松 浦 元 哉
子ども・福祉部長	竹 内 康 雄
環境生活部長	楠 田 泰 司
農林水産部長	枳 屋 典 子
雇用経済部長	松 下 功 一
観 光 部 長	塩 野 進
県土整備部長	藤 井 和 久
総務部デジタル推進局長	横 山 正 吾

地域連携・交通部スポーツ推進局長	藤 本 典 夫
地域連携・交通部南部地域振興局長	関 美 幸
環境生活部環境共生局長	佐 藤 弘 之
県土整備部理事	上 村 告
企 業 庁 長	河 北 智 之
病院事業庁長	河 合 良 之
会計管理者兼出納局長	天 野 圭 子
教 育 長	福 永 和 伸
公安委員会委員	村 田 典 子
警 察 本 部 長	敦 澤 洋 司
代表監査委員	村 上 亘
監査委員事務局長	大 西 毅 尚
人事委員会委員	北 岡 寛 之
人事委員会事務局長	佐 藤 史 紀
選挙管理委員会委員	川 北 睦 子
労働委員会事務局長	出 井 隆 裕

午前10時0分開議

開 議

○議長（服部富男） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（服部富男） 日程に入るに先立ち報告いたします。

付託議案の審査報告書が所管の常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、意見書案第1号から意見書案第7号までが提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、議提議案第2号及び議提議案第3号並びに議案第74号から議案第76号までが提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、財政的援助団体等の監査結果1件が提出されましたので、さきに配付いたしました。

以上で報告を終わります。

環境生活農林水産常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
32	三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案
34	三重県地方卸売市場条例の一部を改正する条例案
48	財産の処分について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年3月13日

三重県議会議長 服部 富男 様

環境生活農林水産常任委員長 辻内 裕也

医療保健子ども福祉病院常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 3	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
3 1	三重県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年3月12日

三重県議会議長 服部 富男 様

医療保健子ども福祉病院常任委員長 廣 耕太郎

防災県土整備企業常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
2 4	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
4 5	工事請負契約の変更について（一般国道311号（新鹿工区）道路改良（新鹿逢神トンネル（仮称））工事）
4 7	財産の取得について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年3月10日

三重県議会議長 服部 富男 様

防災県土整備企業常任委員長 龍神 啓介

教育警察常任委員会審査報告書

議案番号	件名
3 5	公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
3 6	三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
4 3	工事請負契約について（ヘリコプターテレビシステム地上設備更新工事）
4 4	工事請負契約について（松阪あゆみ特別支援学校新館棟ほか建築工事）
4 6	工事請負契約の変更について（三重県警察本部科学捜査研究所棟ほか建築工事）
5 0	特定事業契約の変更について
7 1	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校建築工事）
7 2	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校電気設備工事）
7 3	工事請負契約の変更について（盲学校・聾学校機械設備工事）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年3月13日

三重県議会議長 服部 富男 様

教育警察常任委員長 松浦 慶子

総務地域連携交通常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
25	三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案
39	包括外部監査契約について
49	損害賠償の額の決定及び和解について

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年3月13日

三重県議会議長 服部 富男 様

総務地域連携交通常任委員長 芳野 正英

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件 名
5	令和8年度三重県一般会計予算
6	令和8年度三重県県債管理特別会計予算
7	令和8年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
8	令和8年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
9	令和8年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
10	令和8年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
11	令和8年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

1 2	令和 8 年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
1 3	令和 8 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
1 4	令和 8 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
1 5	令和 8 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
1 6	令和 8 年度三重県港湾整備事業特別会計予算
1 7	令和 8 年度三重県水道事業会計予算
1 8	令和 8 年度三重県工業用水道事業会計予算
1 9	令和 8 年度三重県病院事業会計予算
2 0	令和 8 年度三重県流域下水道事業会計予算
2 1	三重県県行造林 J ークレジット基金条例案
2 6	知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
2 7	三重県国民健康保険条例の一部を改正する条例案
2 8	三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
2 9	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
3 0	三重県県税条例等の一部を改正する条例案
3 3	三重県卸売市場条例の一部を改正する条例案
3 7	三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
3 8	三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
4 0	国営青蓮寺用水土地改良事業に係る償還に対する市町の負担について

4 1	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
4 2	土木関係建設事業に対する市町の負担について
5 1	令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 1 1 号）
5 2	令和 7 年度三重県県債管理特別会計補正予算（第 2 号）
5 3	令和 7 年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター 資金貸付特別会計補正予算（第 1 号）
5 4	令和 7 年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 3 号）
5 5	令和 7 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 事業特別会計補正予算（第 3 号）
5 6	令和 7 年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特 別会計補正予算（第 3 号）
5 7	令和 7 年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補 正予算（第 2 号）
5 8	令和 7 年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算 （第 2 号）
5 9	令和 7 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予 算（第 2 号）
6 0	令和 7 年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補 正予算（第 2 号）
6 1	令和 7 年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別 会計補正予算（第 3 号）
6 2	令和 7 年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
6 3	令和 7 年度三重県水道事業会計補正予算（第 4 号）
6 4	令和 7 年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）
6 5	令和 7 年度三重県病院事業会計補正予算（第 4 号）
6 6	令和 7 年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第 4 号）

67	令和8年度三重県一般会計補正予算（第1号）
68	防災関係建設事業に対する市町の負担について
69	農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
70	土木関係建設事業に対する市町の負担について
議提1	三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和8年3月18日

三重県議会議長 服部 富男 様

予算決算常任副委員長 田中 智也

意見書案第1号

豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案
上記提出する。

令和8年2月10日

提 出 者

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員長

山 崎 博

豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案

四面を海に囲まれている我が国では、多種多様な水産物に恵まれていることから、日々の生活、観光等、様々な形で豊かな海の恵みを享受している。そのため、経済社会の存立及び成長の基盤として、国民共通の財産である海を生か

していくことは、豊かで潤いのある国民生活に不可欠である。

一方で、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少等、我が国における海を取り巻く環境は、年々厳しさが増している。

このような中、豊かで美しく親しみのある海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組、海に親しみ楽しむ国民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを享受するための取組等、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整えるとともに、持続可能な形で、自然、社会及び経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。

よって、本県議会は、豊かで美しく親しみのある海づくりを推進するため、国に対し、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 各海域の環境基準の設定に当たっては、漁業者等が実感する地域の実情を踏まえた検討を着実に進め、また、各地域において、生態系の豊かさの観点からも適切に水環境に係る評価を行うことができるよう、モデルとなる指標及びモニタリング手法を確立するとともに、望ましい水環境の水準の設定及びモニタリングへの支援を行うこと。
- 2 現在検討を進めている水質汚濁防止法に係る「総量管理制度」については、栄養塩類増加措置の実施者に対して総量規制基準の適用を除外することができる制度にするとともに、地域において行うモニタリングの状況等に応じて栄養塩類管理計画の改定を柔軟に行うことができるよう制度を設計するなど、順応的管理の取組への支援を行うこと。
- 3 海域における豊かな生態系の維持及び確保並びに水産資源の持続的な利用

の観点から、効果的に下水処理水中の栄養塩類の濃度を増減させることができるよう、水環境法令における汚濁負荷の管理に係る考え方の変化を踏まえて放流水質の柔軟な設定を可能とする制度を検討するなど、下水処理場の能動的運転管理の支援を行うこと。

- 4 海域における生物の豊かさに影響を与える要因である栄養塩類の不足、赤潮、貧酸素水塊等が海域において生じる生態系のメカニズムについて調査及び研究を進め、漁業被害を軽減するための技術開発を推進するとともに、地域で実施される栄養塩類供給の取組、流況改善、底質改善の取組等への財政的及び技術的支援を行うこと。
- 5 藻場は水生生物の生活及び繁殖の基盤となることから、高水温及び食害への対策等の藻場再生に係る技術について調査及び研究を推進するとともに、各地域で行われる藻場再生の新たな技術の実証等の取組への支援を行うこと。
- 6 ブルーカーボン活用の取組を促進するため、藻類の養殖等の取組への支援を行うとともに、クレジット取引を促進するための支援を行うこと。
- 7 地方公共団体が多自然川づくり及びグリーンインフラを導入した流域治水を推進するために必要な財政的及び技術的支援を行うこと。
- 8 海の豊かさへの配慮も含めて、地下水及び河川環境を総合的にマネジメントする観点から、漁場にとって必要な土砂移動が確保される総合土砂管理の取組及び漁場改善のための海底湧水の保全の取組について調査及び研究を推進すること。
- 9 漁場改善に向けた河川及び沿岸部における健全な水循環の維持及び回復を図る観点から、基盤情報となる河川及び沿岸部における流況、水質、水温を的確に把握し、海底湧水の状況等の調査を進め、必要な対策を講じること。
- 10 国内で行われる海づくりに関する情報の共有及び連携の強化につながるよう、海づくりに関するネットワークを充実させるとともに、当該ネットワークへの支援を行うこと。
- 11 海を取り巻く様々な観点から総合的に対策を推進するため、府省庁間の連携体制を強化すること。

- 12 国民の海洋についての理解と関心を深め、自然観、郷土愛及び定住志向を醸成する観点から、学校教育及び社会教育における海洋に関する教育を推進するとともに、地域において、実際に海に触れ合う機会を増やすために取り組まれる教育プログラムの開発並びにその担い手となる人材の確保及び育成の取組への支援を行うこと。
- 13 常に変動する海洋環境の変化への対応力を高める観点から、水温変化への適応等の高度な養殖技術の開発等を推進するとともに、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するためのICT観測機器の配備等に係る財政的支援を行うこと。
- 14 漁業者の生業を守り、並びに漁業従事者の確保及び経営の安定化を図るため、災害により被害を受けた時又は長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資及び維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること。
- 15 豊かな海づくりに資する種苗生産及び放流技術の開発を推進すること。
- 16 漁港及び漁村における交流を推進し、漁業と観光業の分野間の連携を強化するための取組を行うとともに、水産物の消費拡大、交流の促進等に資する施設の整備、既存施設への海業機能の付加等、海業推進に向けた漁港の有効活用のための環境整備に係る財政的支援を行うこと。
- 17 地方誘客を促進する観点から、海又は漁村を活用した観光プログラムの開発、プロモーションの促進等への支援並びに地域におけるクルーズ船の誘致促進のためのプロモーション及び寄港地を起点とした観光消費の促進の取組への支援を行うとともに、誘致できる船舶の種類を多様化できるよう、寄港地の受入環境整備への支援を行うこと。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、農林水産大臣
経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（海洋政策）

意見書案第2号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

上記提出する。

令和8年3月4日

提出者

倉本 崇弘

田中 智也

藤根 正典

杉本 熊野

野口 正

村林 聡

稲垣 昭義

青木 謙順

津田 健児

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案

人口減少や高齢化など社会を取り巻く環境が更に厳しさを増し、住民のニーズや地域の課題が多様化かつ複雑化する中、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となっている。このような状況の中、令和5年4月には「地方議会が地方公共団体の重要な意思を決定する」ことの明確化などを内容とする改正地方自治法が成立したところである。

改正地方自治法の趣旨も踏まえ、住民の負託と信頼に応えるため、多様な人材の地方議会への参画を進め、議員が十分にその職務に専念することができる

環境整備を積極的に進めることが、地方議会にはますます求められている。

一方で、多様な人材が地方議会に参画し、議員が職務に専念できるようにするためには、議員の身分と生活保障に関する法制度が未整備であるなど、議員の責務を果たすにふさわしい制度の確立が課題となっている。

よって、本県議会は、住民自治の根幹をなす地方議会が多くの住民の声を集約し、多様な人材が参画するための環境整備の一環として、国に対し、国民の理解を得た上で、議員が厚生年金に加入するための法整備を実現するよう強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提 出 先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣

意見書案第3号

インボイス制度の廃止を求める意見書案
上記提出する。

令和8年3月13日

提 出 者

荊 原 広 樹
吉 田 紋 華
難 波 聖 子
芳 野 正 英
喜 田 健 児
中 瀬 信 之

インボイス制度の廃止を求める意見書案

令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されたことで、インボイス発行事業者ではない事業者からは、原則として仕入税額控除を行うことができないこととされた。

この制度導入の議論の際には、小規模事業者のほか、フリーランス、一人親方等の個人事業者が多数を占める免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められ、さらにこれを発行できない場合には、不当な値下げの要求及び取引の打切りが生じる懸念が指摘されてきた。また、インボイス発行事業者になると、消費税の申告及び納税が義務付けられ、事務及び税の負担といった二重の負担が課せられることになると問題視されていた。

制度の実施により、当初の懸念どおり、小規模事業者等からは、減収及び税負担増により経営状況が悪化したとの切実な声とともに、インボイス制度に係る経理事務が過大な負担になっているとの訴えが上がっている。このため、小規模事業者等の事業活動及び国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではない。

インボイス制度導入後の小規模事業者等の苦境及び昨今の経営を取り巻く環境に鑑みれば、国の支援措置の延長及び拡充だけではもはや不十分である。そして、小規模事業者等の経営の持続化及び経済の活性化の重要性を踏まえると、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ない。

よって、本県議会は、国に対し、小規模事業者等に過度な負担を与えるインボイス制度を廃止することを強く求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服 部 富 男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

意見書案第4号

自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職支援の促進に関する意見書案

上記提出する。

令和8年3月13日

提出者

龍 神 啓 介
難 波 聖 子
山 崎 博
倉 本 崇 弘
山 内 道 明
村 林 聡
小 林 正 人
中 嶋 年 規

自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職支援の促進に関する意見書案

近年、世界各地で紛争が絶えず、国際的に不安定な情勢が続いている。東アジアにおいても例外ではなく、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増している。

このような中、人口減少という構造的要因のもと、自衛官の不足は依然として深刻な状況にあり、応募者数が少ないことに加え、中途退職者が一定数存在することも大きな課題である。

また、二十四時間体制下での高い拘束性、若年定年制による将来設計の難しさ、幹部自衛官における転勤の多さ等、厳しい任務を担うがゆえの負担及び制約が大きい一方で、自衛官の給与、休日、住居、福利厚生等の処遇及び勤務環境がそれらに見合っているとは言い難い面があることも退職の一因と指摘されている。

そのため、近年、ますます複雑化・高度化する自衛隊の任務に的確に対応し、少子高齢化の進展の中で安定的に人材を確保していくためには、現役自衛官の処遇等の改善を着実に進めることが不可欠である。

加えて、退職後の将来に対する安心感を確保することも重要である。定年等により退職する自衛官は、厳格な規律意識、組織運営能力、高度な専門知識及び危機管理能力を備えた極めて有為な人材である。これらの能力は、国及び地方公共団体の行政分野はもとより、民間企業をはじめとする多様な分野においても十分に発揮され得るものである。退職自衛官が自らの能力を社会の中で円滑に活用して、引き続き国民生活の安全と社会の安定に寄与できる環境を整えることが期待されている。

したがって、自衛官が将来に希望と誇りを持って職務に専念できる処遇等を整えるとともに、退職自衛官の再就職支援の促進を図ることは、我が国における防衛力の安定的な維持・強化を図る上で極めて重要である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 自衛官の給与、休日、住居、福利厚生等を含む処遇及び勤務環境の更なる改善を図ること。
- 2 自衛隊における人材の確保及び定着、特に若手自衛官の離職防止を目的とした継続的かつ実効性ある施策を推進すること。
- 3 退職自衛官の円滑な再就職を促進するため、必要な制度の充実及び再就職支援体制の整備を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、防衛大臣

意見書案第5号

日本国国章損壊等の罪の制定について十分な検討を求める意見書

案

上記提出する。

令和8年3月13日

提出者

荊原 広樹

伊藤 雅慶

龍神 啓介

芳野 正英

喜田 健児

中瀬 信之

山崎 博

村林 聡

津田 健児

日本国国章損壊等の罪の制定について十分な検討を求める意見書

案

国旗その他の国章は、国家の象徴として国民のアイデンティティの根幹をな

す重要な存在であり、これをみだりに損壊する行為が許されるべきではない。そのため、我が国の国章について、その尊厳を法的に保護する枠組みを整えるべきとの声が挙がっている。

一方で、日本国国章損壊等の罪の必要性を認めつつも、新たに刑罰を設ける以上、その制度設計に当たっては、表現の自由の確保、立法事実の客観的検証、処罰対象行為の範囲の明確化、既存の刑罰との関係の整理等、慎重な検討が不可欠である。

よって、本県議会は、これを創設するに当たっては、国会において十分な検討を行うよう求める。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

意見書案第6号

売春防止法の規制強化等を求める意見書案

上記提出する。

令和8年3月13日

提出者

荊原 広樹

龍神 啓介

難波 聖子

芳野 正英

川口 円

喜田 健児

中 瀬 信 之
山 崎 博
山 内 道 明
村 林 聡
小 林 正 人

売春防止法の規制強化等を求める意見書案

現行の売春防止法は売春を助長する行為等のみを処罰の対象としており、買春行為は処罰の対象となっていない。そのため、買春行為に対する処罰の対象は児童買春に限られ、さらに児童買春に対する処罰について、国連の機関からも刑の執行猶予を回避するよう勧告されている。

このような中、令和7年11月11日の衆議院予算委員会において、高市内閣総理大臣が、平口法務大臣に対し、売買春に係る規制の在り方について必要な検討を行うことを指示するとの答弁を行った。そして、令和8年2月に、法務省において、売買春に係る規制の在り方検討会を開催することが発表されたところである。

このことから、政府において、長きにわたり黙認されてきた買春行為を規制し、処罰を科す法制度を速やかに検討することが求められる。

また、単に売買春を規制するだけでなく、経済的な理由等から望まずに性産業に従事することとなった者、売春行為を辞めたいと考えている者等への福祉、ケア及び就労支援を充実させることが不可欠である。

よって、本県議会は、国に対し、下記の措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 買春行為への罰則の追加等、売春防止法の規制強化等を行うこと。
- 2 性産業の従事者等に対する包括的な生活支援策の構築を図ること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

意見書案第7号

医療記録の保存期間見直し及び保存体制の整備を求める意見書案
上記提出する。

令和8年3月13日

提出者

龍 神 啓 介
難 波 聖 子
山 崎 博
村 林 聡
小 林 正 人

医療記録の保存期間見直し及び保存体制の整備を求める意見書案

我が国における診療録（カルテ）等の医療記録は、医療の安全性及び継続性の確保、説明責任の履行並びに医療事故の検証を支える基盤であり、国民の生命及び健康を守るための重要な社会的基盤である。現行制度においては、医師法等に基づきカルテ等の保存期間は原則として「5年間」とされ、医療法施行規則において、各種診療記録について概ね2年から5年の保存期間が定められている。しかしながら、慢性疾患、アレルギー疾患、自己免疫疾患等の長期管

理が必要な疾病の増加に加え、治療後相当期間を経て症状が顕在化する事例、複数疾患を併存する高齢患者の増加等の医療環境の変化を踏まえると、診療経過の長期的把握の必要性はますます高まっている。

また、診療経過、投薬歴、検査結果等の診療情報の連続性が確保されることは、適切な診断・治療選択に資するのみならず、重複検査・重複投薬の防止、医療安全の向上、医療紛争及び救済手続の円滑化等にも寄与する。さらに、救急医療、災害医療等において、過去の診療情報を迅速に参照できる体制の必要性も高まっている。

国は、現在、全国医療情報プラットフォームの構築、電子処方箋、オンライン資格確認等の医療DX推進を掲げ、医療情報の利活用による医療の質の向上及び医療提供体制の効率化を目指している。医療DXを実効性あるものとするためには、必要な医療データが十分な期間にわたり安全かつ確実に保全される制度の整備が不可欠である。また、電子カルテの普及により保存手段の高度化が進む中で、医療機関に過度な負担が生じないように、適切な制度設計及び支援策の整備が求められる。

よって、本県議会は、国に対し、下記の事項を早急に実施するよう強く求める。

記

- 1 カルテ等医療記録の保存期間について、疾病特性及び診療の継続性の観点踏まえた区分設定を含め、現行制度の妥当性を検証し、必要な見直しを行うこと。
- 2 医療機関の過度な負担とならないよう、電子カルテ保存の標準化、国、地方公共団体及び医療機関の間における役割分担及び費用負担の在り方について具体的な検討を進めること。
- 3 カルテ等医療記録の長期保存に必要なセキュリティ対策及びデータ保全体制について、国として技術的及び財政的支援策を講ずること。

- 4 カルテ等医療記録の長期保存に当たっては、患者が自己の医療情報に適切かつ円滑にアクセスできる仕組みを整備すること。
- 5 カルテ等医療記録の長期保存に際しては、個人情報の保護に関する法律に基づく安全管理措置を徹底しつつ、医療の安全及び質の向上に資するデータ利活用の環境整備を進めること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議員 服部 富男

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
厚生労働大臣、デジタル大臣

提出議案件名

議案第74号 副知事の選任につき同意を得るについて

議案第75号 教育長の選任につき同意を得るについて

議案第76号 収用委員会委員の選任につき同意を得るについて

議提議案第2号 伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案

議提議案第3号 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例案

議提議案第2号

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案

右提出する。

令和8年3月4日

提 出 者

伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長

中瀬古 初 美

伊勢茶に親しむ暮らし推進条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画（第十二条）

第三章 基本的施策（第十三条—第二十二条）

附則

三重県におけるお茶の歴史は古く、平安時代には空海直伝の製茶法が伝わり、また、鎌倉時代には栄西が宋から持ち帰った茶樹の種を明恵が植えたとのいわれがある。その後、温暖で豊かな自然環境に恵まれた三重県はお茶の産地として知られ、室町時代には朝廷に献上され、江戸時代には伊勢商人により江戸をはじめ各地で伊勢茶が販売されたと記録されている。さらに、幕末から昭和にかけて日本茶の輸出に貢献し、「製茶王」、「茶聖」と称される大谷嘉兵衛をはじめ、三重県から我が国の茶業の発展に貢献する偉人を輩出している。

また、伊勢茶はお伊勢参りとも関わりが深く、お伊勢参りを行う旅人に伊勢茶でもてなすとともに、御師おんしが各地で伊勢茶を土産物として配ったとされる。

このように、豊かな自然、歴史及び文化に育まれた伊勢茶は、現代においても、県内の様々な地域において主要な農産物として生産されている。また、地域に広がる茶園はその地域の風土と合わさり、豊かな文化的景観を形成している。

しかしながら、近年の食生活をはじめとする家庭での生活様式の変化等により、急須を用いてお茶に親しむ機会が減少している。これに伴い、国内における緑茶の消費量が減少する中で、伊勢茶を取り巻く環境は厳しい状況にある。

一方で、和食文化の海外への広まりに伴い、抹茶をはじめとする緑茶の海外

における需要が増進しているほか、国内外における新たな需要を開拓するため、和紅茶、機能性を有する緑茶等の開発又は生産が進むなど、伊勢茶の消費拡大に向けた気運の高まりもみられる。

このような中、私たちは、将来にわたって、伊勢茶に親しむ日々の暮らし及び茶園のある景観が残るよう、和食文化及び伊賀焼、萬古焼等の茶器と併せて親しまれる伊勢茶の歴史と伝統が継承され、並びに新しい伊勢茶の親しみ方が創出されるようにしていく必要がある。そのためには、様々な場において伊勢茶に親しむことができる環境を整備し、並びに伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大を図るとともに、歴史と伝統ある伊勢茶の知識の継承等と併せて、県民一人一人が伊勢茶に親しみ、愛着を持つことにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図っていかなければならない。

ここに、私たちは、お茶の振興に関する法律と相まって、伊勢茶の振興のため、上記の理念の下に伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を実施することにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図ることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「伊勢茶」とは、伊勢茶その他いかなる名称であるかを問わず、県内で生産された茶葉を用いたお茶をいう。

(基本理念)

第三条 伊勢茶の普及の促進は、伊勢茶が県内における主要な農産物であることに鑑み、県内の飲食店、旅館、学校、家庭、地域その他の様々な場において、伊勢茶に親しむ環境を整備することを旨として行わなければならない。

- 2 伊勢茶の普及の促進は、県内外において、伊勢茶の価値の向上及び消費の拡大が図られることを旨として行われなければならない。
- 3 伊勢茶に親しむ機会の確保は、伊勢茶の伝統と文化に関する知識等の普及と併せて、県民が伊勢茶に愛着を持つことにつながることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(茶業者の役割)

第五条 伊勢茶の生産、加工又は販売の事業（以下この条において「茶業」という。）を営む者（以下「茶業者」という。）は、茶業及びこれに関連する活動を行うに当たっては、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(茶業団体の役割)

第六条 茶業者が組織する団体（以下「茶業団体」という。）は、その行う茶業者、県民又は消費者のための活動が、基本理念の実現に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(飲食店営業者等の役割)

第七条 飲食店営業、旅館業等を営む者（以下「飲食店営業者等」という。）は、その事業において伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲食物（以下「伊勢茶等」という。）を販売し、又は提供することが、伊勢茶の普及に重要な役割を果たすものであることに鑑み、これらの活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(茶業者等への支援)

第八条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を講ずるに当たっては、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等がする自主

的な努力を支援することを旨とするものとする。

(県民の協力等)

第九条 県は、基本理念にのっとり、県が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策に協力するとともに、伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動に参加するよう努めるものとする。

(市町との協働)

第十条 県は、市町が実施する伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策又は事業について必要な協力を行うものとする。

(県、茶業者等との相互の連携協力体制の整備)

第十一条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を効果的に実施するため、県、市町、茶業者、茶業団体、飲食店営業者等その他の関係者相互間の連携協力体制の整備に努めるものとする。

第二章 伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画

第十二条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 伊勢茶に親しむ暮らしの推進の基本的な方向に関する事項
- 二 伊勢茶の普及の促進のための施策に関する事項
- 三 伊勢茶に親しむ機会の確保のための施策に関する事項
- 四 その他伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関し必要な事項

3 推進計画は、お茶の振興に関する法律（平成二十三年法律第二十一号）第三条第一項に規定する振興計画と一体のものとして作成することができる。

4 県は、推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(飲食店営業者等による伊勢茶等の販売等の促進)

第十三条 県は、飲食店営業者等による伊勢茶等の販売又は提供（以下「販売

等」という。)を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組の促進)

第十四条 県は、市町、茶業者、茶業団体及び飲食店営業者等と相互に緊密な連携協力を図りながら、伊勢茶又は伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組を促進するよう努めるものとする。

(伊勢茶等の普及宣伝等)

第十五条 県は、伊勢茶等の普及の促進を図るため、県内外における伊勢茶等に関する情報の提供及び普及宣伝の取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者に対する支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を自ら行い、及び同項の支援を行うに当たっては、茶器その他県内の特産物と組み合わせた伊勢茶等の販売等について適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶の新たな需要の開拓の促進)

第十六条 県は、新たな伊勢茶等の開発、生産、加工又は販売等その他の伊勢茶の新たな需要の開拓に資する取組を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の支援を行うに当たっては、伊勢茶の新たな生産の方式の導入、伊勢茶の生産者による伊勢茶等の販売等その他の伊勢茶の生産者が行う新たな需要の開拓に資する取組について適切な配慮をしなければならない。

(伊勢茶の輸出の促進)

第十七条 県は、海外市場の開拓等が伊勢茶の需要の増進に資することに鑑み、輸出に向けた体制の整備その他伊勢茶の輸出を促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保)

第十八条 県は、学校の設置者(県を除く。)等と連携し、学校において児童、生徒等に対して、伊勢茶に関する体験活動及び学習の機会の提供その他伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動が行われるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、家庭、地域等における伊勢茶に親しむ機会の確保に資する活動を促進するため、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(伊勢茶学に基づく食育の推進)

第十九条 県は、伊勢茶が県内において豊かな伝統と文化を有するものであることに鑑み、伊勢茶に関する郷土の歴史、文化等についての啓発及び知識の普及その他の伊勢茶学（伊勢茶の伝統と文化に関する知見をいう。）に基づく食育の推進を図るよう努めるものとする。

(顕彰)

第二十条 県は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(伊勢茶初摘みの日)

第二十一条 県民の伊勢茶に親しむ気運を高めるため、伊勢茶初摘みの日を設ける。

2 伊勢茶初摘みの日は、八十八夜とする。

3 県は、四月二十九日から五月三十日までの期間において、伊勢茶初摘みの日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(伊勢茶に親しむ月間)

第二十二条 伊勢茶について県民の関心と理解を深めるため、伊勢茶に親しむ月間を設ける。

2 伊勢茶に親しむ月間は、十一月とする。

3 県は、伊勢茶に親しむ月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

提案理由

伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与するため、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、

及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

議提議案第3号

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例
及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部
を改正する条例案

右提出する。

令和8年3月13日

提出者

総務地域連携交通常任委員長

芳野正英

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例
及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部
を改正する条例

(三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例の一部改正)

第一条 三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（平成十四年三重県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>三重県公益認定等審議会条例</u>	<u>三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例</u>
	目次
	<u>第一章 総則（第一条・第二条）</u>
	<u>第二章 三重県公益認定等審議会</u>

<p style="text-align: center;"><u>(設置)</u></p> <p><u>第一条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五十条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、三重県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）を置き、その組織及び運営に関しては、同条第二項の規定に基づき、この条例の定めるところによる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(第三条—第十四条)</u></p> <p><u>第三章 公益信託（第十五条—第四十条）</u></p> <p><u>第四章 雑則（第四十一条—第四十三条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第一章 総則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(目的)</u></p> <p><u>第一条 この条例は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号。以下「公益認定法」という。）第五十条第二項の規定に基づき、三重県公益認定等審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、三重県知事又は三重県教育委員会（以下「知事等」という。）の所管に属する公益信託に係る許可等の手続等を定めることにより、公益認定法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図り、もって地方分権の時代にふさわしい公益を実現することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定義)</u></p> <p><u>第二条 この条例において「三重県公益認定等審議会」とは、公益認定法第五十条第一項の規定に基づき設置する審議会その他の合議制の機関をいう。</u></p> <p><u>2 この条例において「公益認定法人」とは、公益認定法第二条第一号に規定する公益社団法人及び同条第二号に規定する公益財団法人のうち、同法第四条の規定によ</u></p>
--	--

	<p><u>り知事の認定を受けたものをいう。</u></p> <p>3 <u>この条例において「公益信託」とは、公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号。以下「公益信託法」という。）第一条に規定する公益信託であつて、知事等の所管に属するものをいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「規則」とは、三重県知事が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十五条第一項の規定により制定する規則及び三重県教育委員会が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により制定する教育委員会規則をいう。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第二章 三重県公益認定等審議会</u></p> <p style="text-align: center;">（組織）</p>
<p style="text-align: center;">（組織）</p> <p>第二条 審議会は、委員三人以上七人以内をもって組織する。</p>	<p>第三条 <u>三重県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）は、委員三人以上七人以内をもって組織する。</u></p>
<p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委員の任命）</p>	<p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（委員の任命）</p>
<p>第三条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。）に係る活動に関して優れた識見を有する者の</p>	<p>第四条 委員は、人格が高潔であつて、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。</p>

うちから、知事が任命する。
第四条～第十三条 (略)

第五条～第十四条 (略)

第三章 公益信託

(公益信託の引受けの許可)

第十五条 公益信託法第二条第一項の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(財産の移転の報告)

第十六条 公益信託の引受けを許可された受託者（以下「受託者」という。）は、遅滞なく信託財産に属する財産の移転を受け、規則で定めるところにより、その移転を完了した日から三十日以内に、これを証する書類を添えて、知事等に報告しなければならない。

(事業計画書等の提出)

第十七条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない信託にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。）の開始前十日までに、当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を知事等に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の事業計画書及び収支予算書を変更した場合には、遅滞なくこれを知事等に提出しなければならない。

3 知事等は、前二項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。

(事業状況報告書等の提出)

第十八条 受託者は、毎信託事務年度終了後三月以内に、当該信託事務年度における次に掲げる書類を知事等に提出しなければならない。

- 一 事業状況報告書
- 二 収支決算書
- 三 年度末の財産目録

2 知事等は、前項の規定により提出された書類を審査し、必要があると認める場合には、受託者に対して、助言等を行うものとする。

(信託の変更に係る報告)

第十九条 受託者は、公益信託法第五条第一項の特別の事情が生じたときと認める場合には、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第二十条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第二十一条 受託者は、公益信託法第六条の規定により信託の併合(信託法(平成十八年法律第百八号)第二条第十項に規定する信託の併合をいう。)の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(吸収信託分割の許可の申請)

第二十二条 受託者は、公益信託法

第六条の規定により吸収信託分割（信託法第二条第十一項に規定する吸収信託分割をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（新規信託分割の許可の申請）

第二十三条 受託者は、公益信託法

第六条の規定により新規信託分割（信託法第二条第十一項に規定する新規信託分割をいう。）の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（受託者の辞任の許可の申請）

第二十四条 受託者は、公益信託法

第七条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

（検査役の選任の請求）

第二十五条 委託者又は信託管理人

（信託法第二百二十三条第一項の規定により信託管理人となるべき者として指定された者をいう。以下同じ。）は、同法第四十六条第一項及び公益信託法第八条の規定により検査役の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

（受託者の解任の請求）

第二十六条 委託者又は信託管理人

は、信託法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により受託者の解任を請求しようと

する場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(新たな受託者の選任の請求)

第二十七条 利害関係人は、信託法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託財産管理命令の請求)

第二十八条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者（信託法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産管理者をいう。以下同じ。）による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第二十九条 信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託法第六十六条第四項各号に掲げる行為（次項において「保存行為等」という。）の範囲を超える行為の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及び公益信託法第

八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人（信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十四条第一項の規定により選任される信託財産法人管理人をいう。以下同じ。）について準用する。

（信託財産管理者等の辞任の許可の申請）

第三十条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条において読み替えて準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

（信託財産管理者等の解任の請求）

第三十一条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

2 前項の規定は、信託法第七十四

条第六項において準用する同法第七十条において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。

(信託財産法人管理命令の請求)

第三十二条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び公益信託法第八条の規定により信託財産法人管理人による管理を命じる処分を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の選任の請求)

第三十三条 利害関係人は、信託法第二百二十三条第四項又は第二百五十八条第六項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第三十四条 信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十七条第二項及び公益信託法第八条の規定により辞任の許可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。

(信託管理人の解任の請求)

	<p><u>第三十五条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第二百二十八条第二項において準用する同法第五十八条第四項及び公益信託法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。</u> <u>(新たな信託管理人の選任の請求)</u></p> <p><u>第三十六条 利害関係人は、信託法第二百二十九条第一項において準用する同法第六十二条第四項及び公益信託法第八条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。</u> <u>(信託の終了の請求)</u></p> <p><u>第三十七条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第六十五条第一項及び公益信託法第八条の規定により信託の終了を請求しようとする場合には、規則で定めるところにより、請求書を知事等に提出しなければならない。</u> <u>(備付け書類)</u></p> <p><u>第三十八条 受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類を備え付けておかなければならない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 一 信託行為及びこれに附随する書類 二 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記
--	--

	<p><u>載した書類（これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の定款）</u></p> <p><u>三 許可、認可及び報告に関する書類</u></p> <p><u>四 収入及び支出に関する帳簿及びこれらの証拠書類</u></p> <p><u>五 資産及び負債の状況を示す書類</u></p> <p><u>六 運営委員会等の議事に関する書類</u></p> <p><u>2 受託者は、前項各号に掲げる書類又はその写しについて、開示するよう努めるものとする。</u> <u>（残余財産処分の認可の申請等）</u></p> <p><u>第三十九条 受託者は、公益信託終了に伴う残余財産の処分について知事等の認可を受けようとする場合には、規則で定めるところにより、知事等に申請しなければならない。</u></p> <p><u>2 受託者は、公益信託が終了した場合には、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。ただし、前項の規定により、認可を申請した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 清算受託者（信託法第一百七十七条に規定する清算受託者をいう。）は、信託の清算が終了した場合には、清算終了後一月以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事等に報告しなければならない。</u> <u>（業務の監督）</u></p> <p><u>第四十条 知事等は、この条例の施</u></p>
--	---

	<p><u>行に必要な限度において、受託者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>2 知事等は、公益信託法第四条第一項の規定により、当該職員に公益信託に係る信託事務及び財産の状況について検査させることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定による検査は、二年に一回以上の割合でこれを行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>4 第二項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。</u></p> <p><u>5 第二項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第四章 雑則</u> <u>(書類の閲覧等)</u></p> <p><u>第四十一条 知事等は、次に掲げる書類又はその写しについて、閲覧又は写しの交付の請求があった場合には、規則で定めるところにより、これを閲覧させ、又は写しを交付しなければならない。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>一 公益認定法人及び公益信託の一覧表</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>二 公益認定法第二十一条第五項に規定する財産目録等</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>三 公益認定法人又は公益信託に係る公益認定法、公益信託法又はこの条例に基づく指導、許可、認可、監督及び検査に係る書類又はその写し（前号に掲げるものを除く。）</u></p>
--	---

	<p><u>2 知事等は、前項第二号及び第三号に掲げる書類の記載事項に、三重県情報公開条例（平成十一年三重県条例第四十二号）第七条各号に掲げる情報が含まれる場合には、当該情報を除いて閲覧させ、又は写しを交付することができる。</u></p> <p><u>3 第一項の規定により写しの交付を受けるものは、知事等が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。</u> <u>（年次報告）</u></p> <p><u>第四十二条 知事等は、公益認定法人の業務及び財産の状況、公益信託に係る信託事務及び財産の状況並びに公益認定法人及び公益信託に係る指導、許可、認可、監督及び検査の状況を、規則で定めるところにより、毎年一回、年次報告として取りまとめ、これを公表しなければならない。</u> <u>（委任）</u></p> <p><u>第四十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
--	---

（県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正）

第二条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成十四年三重県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人形態の転換等) 第十条 (略) 2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を<u>公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号</u>に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。</p>	<p>(法人形態の転換等) 第十条 (略) 2 知事等は、その所管に係る主要出資法人がその基本財産その他の資産の運用益を財源として実施することを予定していた事業のうち、社会経済情勢の変化その他の理由により当該運用益によって財源を確保することが困難となっているものであって、かつ、当該主要出資法人の目的及び当該主要出資法人を通じて実現しようとする県の行政目的の達成のために有用と認められるものであるときは、当該事業の全部又は一部を<u>公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条</u>に規定する公益信託により実施することについて、助言等を行うものとする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 旧公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)附則第四条第一項後段に規定する旧公益信託をいう。)であって、三重県知事又は三重県教育委員会の所管に属するものについては、第一条の規定による改正前の三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例(次項において「改正前の条例」という。)第四十一条及び第四十二条に規定する事項を除き、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前にあった改正前の条例第四十一条第一項に規定する閲覧又は写しの交付の請求に係る閲覧又は写しの交付については、なお従前の例による。

提案理由

公益信託に関する法律の施行等に鑑み、公益信託に係る許可等の手続等についての規定を削る等の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

委 員 長 報 告

- 議長（服部富男） 日程第1、議案第5号から議案第21号まで及び議案第23号から議案第73号まで並びに議提議案第1号を一括して議題といたします。

本件に関し、所管の常任委員長から順次、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。辻内裕也環境生活農林水産常任委員長。

〔辻内裕也環境生活農林水産常任委員長登壇〕

- 環境生活農林水産常任委員長（辻内裕也） 御報告申し上げます。

環境生活農林水産常任委員会に審査を付託されました議案第32号三重県環境影響評価条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

- 議長（服部富男） 廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長。

〔廣 耕太郎医療保健子ども福祉病院常任委員長登壇〕

- 医療保健子ども福祉病院常任委員長（廣 耕太郎） 御報告申し上げます。

医療保健子ども福祉病院常任委員会に審査を付託されました議案第23号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案外1件につきましては、去る3月10日及び12日に委員会を開催し、関係当

局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 龍神啓介防災県土整備企業常任委員長。

〔龍神啓介防災県土整備企業常任委員長登壇〕

○防災県土整備企業常任委員長（龍神啓介） 御報告申し上げます。

防災県土整備企業常任委員会に審査を付託されました議案第24号三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る3月10日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 松浦慶子教育警察常任委員長。

〔松浦慶子教育警察常任委員長登壇〕

○教育警察常任委員長（松浦慶子） 御報告申し上げます。

教育警察常任委員会に審査を付託されました議案第35号公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案外8件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 芳野正英総務地域連携交通常任委員長。

〔芳野正英総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（芳野正英） 御報告申し上げます。

総務地域連携交通常任委員会に審査を付託されました議案第25号三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案外2件につきましては、去る3月11日及び13日に委員会を開催し、関係当局の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれも全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 田中智也予算決算常任副委員長。

〔田中智也予算決算常任副委員長登壇〕

○予算決算常任副委員長（田中智也） 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案第5号令和8年度三重県一般会計予算外47件並びに議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、去る3月9日に本委員会を開催し、総括質疑を行った後、3月10日から13日にかけて、該当の分科会で詳細な審査を行いました。そのうち、3月18日に本委員会を開催し、関係当局の出席を求め、総合的な観点から慎重に審査をいたしました結果、議案第6号、議案第7号、議案第9号から議案第16号まで、議案第19号から議案第21号まで、議案第28号、議案第30号、議案第33号、議案第37号、議案第40号から議案第42号まで、議案第51号から議案第66号まで及び議案第68号から議案第70号までの39件につきましては、いずれも全会一致をもって原案を可決、議案第5号、議案第8号、議案第17号、議案第18号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第38号及び議案第67号並びに議提議案第1号の10件につきましては、いずれも賛成多数をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

令和8年度の一般会計当初予算の総額は8929億円で、対前年度比6.7%増の過去最大規模となっています。子ども、南海トラフ地震対策など、特に重点的な配分がなされ、より一層充実が図られているほか、誕生から150年を迎える本県が、今後さらに発展していくための事業も多く盛り込まれた点は評価するところです。

一方、経済収支適正度は、前年度から横ばいで推移しており、みえ元気プランの目標値は達成していますが、今後も社会保障関係経費の増加等が見込まれるとともに、老朽化が進む公共施設の建て替え等が本格化するなど、県の財政は楽観視できるものではありません。

また、緊迫する中東情勢など日々変化する国内外の社会情勢が県内経済及

び県民生活に与える影響についても十分注視する必要があります。

県当局におかれては、引き続き持続可能な財政運営に努めつつ、知事が掲げた「住みよい三重をめざす予算」の名のとおり、県民が安心して三重に住み続けられるよう、県政の様々な課題に真摯に向き合い、着実に対応するとともに、未来を拓く新たな挑戦にも積極果敢に取り組まれるよう要望いたします。また、県の取組の成果を県民にしっかりと実感していただけるよう、県民目線で効果を意識しながら施策を展開されるよう要望いたします。

なお、審査の過程において特に議論のありました事項について申し述べます。

3月9日の総括質疑においては、当初予算編成の考え方、財政運営、周産期医療体制、子ども施策、防災対策、強靱な県土づくり、スポーツの推進などについて活発な議論が行われ、事業執行に反映されるよう求めました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で、委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑の通告は受けておりません。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 令和8年2月定例会に提出されました74議案のうち、12議案に反対討論をいたします。日本共産党の吉田紋華です。

まず、議案第5号、2026年度の一般会計予算についてです。

第1に、この当初予算は、県民の暮らしや営みの苦しみに対応する予算であるかということです。高市自民政権による、憲法をも壊そうとする強権政治や、軍事費大幅増の戦争国家づくりによる国民生活の圧迫はいま明らかです。地方自治から県民の生活を守っていく施策に期待したいと思っています。

物価高はさらに進み、特にアメリカとイスラエルによる国連憲章や国際法を無視したイランへの先制攻撃は、世界中に大きな衝撃を与えており、批判されています。そして、それはさらなるガソリンの値上げや、私たちの日常生活を支える無数の製品の出发点となっているエチレン不足など、石油製品が関わる産業に大きな影響を与えつつあります。さらに生活への負担をかけ続けている物価高対策を強める必要があります。

他方、一向に上がらない中小企業などの実質賃金は値下がりを続け、岩手県などが行っている直接の賃上げ支援は、三重県ではいまだ踏み出されていません。

また、ジェンダーギャップ解消条例制定に向けての検討や、基本戦略の策定など、この状況改善に取り組み始めていただいているところです。しかし、経済分野では、都道府県版ジェンダーギャップ指数が全国で最低という報道がされました。

三重県の会計年度任用職員の処遇は3年での雇い止めをやめるべきです。

中小企業に賃上げ直接支援が必要です。

今年3月のはじめには、日本版女性の休日というアクションが全国で行われました。もともとは約50年前にアイスランドで行われた女性による全国的な抗議行動でした。その参加者は、職場での有償労働だけではなく、家事や育児などの女性の無償労働も一斉に停止し、男女の賃金格差、女性労働の過小評価、政治分野における女性の過少代表に女性の国民のおよそ9割が参加をし、アイスランドのジェンダー平等推進に大きな力となりました。

日本で明治時代に制定された民法では、家族の中で女性配偶者にはほとんど法的権利を認めませんでした。政治に参加して意見を表明する権利もありませんでした。

男性が稼ぎ手となり一家を支え、女性は家庭内で補助的な役割を果たすという分担は、民法上の女性と男性の権利の不平等、女性が男性に従属的にならざるを得ない地位関係を前提としていました。そして、それらの前提の社会構造は今でもあります。性別役割分担意識は、一人ひとりが自由に生きる

選択を奪い、息苦しくさせます。

ジェンダーについて学習をした20代男性は、らしさを押しつけられることで、生き方がある程度決められてしまうというのはよくない。それによって、無力感を感じてしまうのではないかと思ったと感想を寄せてくれました。その逆の考え方が、ジェンダー平等や多様性尊重社会の実現です。

一方で、カール・ポパーが提唱した概念、寛容のパラドックスとは、寛容な社会を維持するためには、不寛容な考え方に対しては不寛容であるべきと、自由を制限するための考え方、つまり、多様性を攻撃することは、多様性や表現の自由には含まれないということです。

また、三重県はプレコンセプションケアにも取り組んでいます。グンナー・ミュルダールは、人口減少対策として、福祉の充実を推進ということを提唱しました。彼は、経済成長と福祉は相互に補完し合う関係にあると説き、福祉があるからこそ、個人が才能を伸ばせると主張しました。ミュルダールはジェンダー不平等や格差といった社会問題に注目をしていました。

日本の遅れたSRHR、セクシュアルライツ、ヘルス・アンド・ライツ、その推進をよそに取り組みされている、産めよ増やせよにつながりかねない考えを広げる人口減少対策としての行政による出会い結婚支援やプレコンセプションケアの継続に反対をします。

第2に、リニア中央新幹線の地域戦略プランについてです。

遅れに遅れている品川・名古屋間の工事、開業めどが延ばされ、名古屋・大阪間は、2070年代に完成とも言われ、総額約11兆円とされています。特にそのルートは、南海トラフ地震想定震源域を通っており、今の新幹線とのセットで震災対策との提案は、まさに非科学的であります。直ちに中止を求めるべきであります。

第3に、小学校給食の無償化が全額国費で実現したのは国民の声であり、県としては、さらに独自に中学校給食の無償化まで進めるべきだと考えます。

そして、子ども医療費の中学校通院までの前進は評価できます。依然として所得制限があり、撤廃を求めます。

第4に、過去、確認・糾弾事件で、県立高校校長の自死まで起こした部落解放同盟三重県連合会の会長などをメンバーに含め、検討が進められている部落差別解消条例（仮称）の策定や、1600枚を超える部落解放同盟と関係団体との情報公開資料は、三重県との癒着を物語るものであります。直ちに部落差別解消条例策定は中止をすべきです。

第5に、新たな地域医療構想は、松阪市民病院の民営化や名張市民病院の独立行政法人化を教訓に、さらに公立病院の削減を進めるものであり、三重県内の医療崩壊につながるものと考えます。

続いて、議案第8号についてです。

国民健康保険料水準の統一に伴う値上げは、県民の支払い能力や生活の実態について非現実的だと考えます。また、県内で受けられる医療格差が歴然として存在する中、保険料負担に関しては、県下で平等性を求めること自体、不公平な考えです。水準の統一はやめるべきです。

議案第17号、18号についてです。

水道料金の県民負担が高く、市町からも値下げの要望が相次いでいます。県民実態にさらに寄り添った料金設定にすべきと考えます。

30年前に長良川河口堰が完成しました。その建設と導水事業に三重県は一般会計から700億円も投入をしました。しかし、朝日新聞の報道によると、三重県が確保している毎秒9.25立方メートルの水利権の中で事業化できている割合は少なく、工業用水は100%が未利用のままになっています。最大の無駄な公共事業でした。

企業庁はさらに80億円ほどもかけ、導水管の建設を進めています。来年度はさらに県営水道の値上げも予測されています。市町への負担を課し、住民負担を強いるのはやめるべきです。

続いて第23号、第29号についてです。三重県にも地域限定保育士の制度を創設するための条例についてです。

保育士は、男女比およそ女性95%、男性5%の国家資格であるケア労働の位置づけの問題だと考えます。これは看護師の人手不足同様、ジェンダーの

問題であるとも考えます。女性割合の高いケア労働は賃金が低くてもなかなか改善しづらい社会構造になっており、ジェンダーギャップの解消を念頭にしていない制度だと考えるため、反対をします。

続いて、議案第26号、議案第67号、そして、提議案第1号についてです。

知事をはじめとする特別職並びに議員は、県民の生活を支える上で責任の大きい重要な立場であることは間違いありません。しかし、物価上昇、実質賃金の低下という状況が続く中、県民の給与は容易に上がりません。

県民の立場に立つならば、そもそも高い特別職や議員の給与を上げる議案には賛成をいたしかねます。また、ジェンダーギャップの解消にも違約をすると考えています。

議案第27号です。

4月から政府は、現役世代の負担軽減を掲げながら、被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度などで、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収をします。税でも保険料でもない新たな負担を公的保険、公的医療保険に紛れ込ませて徴収するという異例な制度です。

まず、子育て支援を本気で強化するのならば、国庫負担で対応すべきです。そもそも子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢など健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱をしています。この方式が前提となれば、医療と無関係の政策にまで保険料が流用される危険があります。

政府は、軍事費は際限なく膨張させる一方で、社会保障費は、少子化対策を口実に、負担増と給付削減を押しつけています。社会保障の立て直し等、自立こそ行うべきです。

最後に、議案第35号、第36号についてです。

この議案は、県立高校職員マイナス18人、小学校職員マイナス112人などを含み、県内でマイナス85名の公立学校職員の定数改定をする議案です。

その根拠を、児童数・生徒数の減少としています。議会内でも度々取り上げられているように、学校教育現場の人手不足は深刻です。教員未配置数

も充足されていない状況の中、現場の負担に寄り添っていないと考えます。

働き方改善とともに、教職員の負担の根本改善のために教職員の増員が求められている中、逆行しています。子どもの数が減少する地域においても、教育のインフラをなくさないため。

○議長（服部富男） 吉田議員に申し上げます。

討論の時間が過ぎておりますので、直ちに終結をお願いいたします。

○9番（吉田紋華） 子どもが育つための多様な選択が保障される環境の維持をすべきです。

以上を申し上げ、皆さんの賛同を求め、反対討論といたします。

○議長（服部富男） 10番 難波聖子議員。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 桑名市・桑名郡選挙区選出、参政党、難波聖子です。

議案第5号、令和8年度三重県一般会計予算について、採決は賛成といたしますが、ジェンダーギャップ解消の条例制定に関して慎重な議論を重ねていただくことを要望いたします。

理由としては、以下のとおりです。

三重県における人口減少は出生数の減少、さらに若い世代、特に女性が三重県を離れ、都会へ流出していることが原因とされております。

その要因として、男女の賃金格差などジェンダーギャップの存在があるということで、行政はジェンダーギャップ解消基本戦略を策定し、令和8年度中の条例制定に向けての取組が進められております。

しかしながら、人口減少の大きな要因である少子化に関しては、未婚化、晩婚化が一番の原因であり、若い世代、特に女性の県外流出に関しては、県内に希望の就職先がないことや、東京や大阪といった大都市に憧れを持ち、三重県を離れることが大きな理由ではないでしょうか。

また、固定的な性別分担意識や性差に関する偏見、固定観念により、社会規範やシステムに対して閉塞感を感じている人も少なくないとし、若者が県外へ流出する要因の一つとしても挙げられております。

そのような状況において、ジェンダーギャップ解消に向けた三つの戦略の一つに、アンコンシャスバイアス、いわゆる無意識の思い込みの解消の意識改革で、気づきと気づきを促す仕組みを同時に整えるという取組がありますが、まず、行政がどの立場において県民に気づきを促すというのか。そして他人の無意識をどのように第三者が把握し、どのように気づかせ、どうなれば解消となるのでしょうか。

性別役割分担意識を持っている人たちに、それは無意識の偏見だからと気づきを促し、解消させようとするのは、個人の内面や思考にまで行政が踏み込む、行き過ぎた行為であり、行政が逆にバイアスをかける、言わば固定観念、または偏見を意図的あるいは無意識に植え付け、思考や判断を特定の方向に偏らせ、さらに個人の思想や内面を否定することになるのではないのでしょうか。このような取組を続けて、若者たちの県外流出は止まるのでしょうか。

そして、今年に入ってから行われたジェンダーギャップ解消基本戦略のパブリックコメントに寄せられた意見の中には、行政におけるアンコンシャスバイアスは誤用、すなわち学術的に間違った使い方がされているとの指摘や、内面の自由や思想を押しつけることは、憲法第19条、思想及び良心の自由に抵触するのではないかとの意見もありましたので、慎重かつ十分な議論が必要と考えます。

そして、さらに取組の中には、子どもの年齢や発達段階に応じたアンコンシャスバイアスや役割分担意識の気づきに係る教育プログラムを実施するとありますが、日本ではアンコンシャスバイアス研究自体が活発でなく、教育現場でこれらをどのように展開されるべきかについての十分な科学的知見もないのが現状であり、そのような不確実なものを子どもたちに展開していくことはあってはならないことです。

令和8年度の一般会計予算には、条例制定に向けて有識者会議を行うための予算が組まれておりますが、税金を使って会議を行うのであれば、パブリックコメントに寄せられたような反対の意見を持つ県民の声も聞くべきで

はないでしょうか。

条例制定に関しては、以上の点を踏まえ、慎重な議論を重ねていただくことをいま一度強く要望いたします。

続きまして、議案第67号令和8年度三重県一般会計補正予算（第1号）及び議提議案第1号三重県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

まず、議員報酬は、昨年度に月額1万3000円増額されたばかりです。さらに今年4月より、月額2万2000円増額となる本議案ですが、期末手当も含めると年34万1000円の増額となります。これは民間企業ではあり得ない額の賃上げです。

中東情勢が不安定で、さらなる物価高が懸念されている中、議員の報酬が上がるというのは、県民の理解を得られないのではないのでしょうか。

とはいえ、議員の仕事は多岐にわたり、多忙を極め、高額報酬だとしても活動費に消えていくことは重々承知ではございます。しかしながら、昨今の様々な情勢を踏まえ、令和8年度の議員報酬改定は見送るべきだと考え、私の反対討論とさせていただきます。

以上、討論を終わります。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、議案第6号、議案第7号、議案第9号から議案第16号まで、議案第19号から議案第21号まで、議案第24号、議案第25号、議案第28号、議案第30号から議案第34号まで、議案第37号、議案第39号から議案第66号まで及び議案第68号から議案第73号までの56件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第5号、議案第8号、議案第17号、議案第18号、議案第23号、議案第26号、議案第27号、議案第29号、議案第35号、議案第36号及び議案第38号の11件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

次に、議案第67号及び議提議案第1号の2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決であります。本案をいずれも委員長の報告どおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

投票漏れはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 43

反対 2

よって、本案はいずれも委員長の報告どおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（服部富男） 日程第2、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、政策企画雇用経済観光常任委員会から調査の経過等について報告いたしたい旨の申出がありましたので、これを許します。川口 円政策企画雇用経済観光常任委員長。

〔川口 円政策企画雇用経済観光常任委員長登壇〕

○政策企画雇用経済観光常任委員長（川口 円） 議長のお許しをいただきましたので、本委員会において特に議論のありました事項について御報告を申し上げます。

まず、三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）の中間案についてであります。

今般、県当局より、県内においてカスタマーハラスメントによって深刻な被害が生じている実態を踏まえ、就業者の尊厳の保持並びに安全性及び健康の確保などを目的とした三重県カスタマーハラスメント防止条例（仮称）の中間案が示されました。

中間案においては、条例の実効性を確保するため、特に悪質なカスタマーハラスメント行為を特定カスタマーハラスメントと規定し、事業者からの知

事に対する申出により、審査会の意見を聞いた上で、知事による禁止命令や罰則などを慎重に判断するとするもので、今般、津地方検察庁との協議やパブリックコメントの結果を踏まえ、条例案の策定を進めていくことの説明がありました。

しかしながら、本条例において罰則を設けることについては、刑法上の犯罪行為に該当しない行為を新たな処罰の対象とすることで、顧客の正当な要求を禁止することにつながりかねないなどとして、慎重に検討するよう求める声もあります。

こうしたことから、県当局におかれては、カスタマーハラスメントの防止について、今後、専門性を持つ有識者などの意見を幅広く丁寧に聞き取り、実効性のある条例に向け検討されるよう要望します。

次に、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略についてであります。

本県が特に遅れている経済分野におけるジェンダーギャップの解消に向けた取組の方向性を示した、三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略の最終案について、県当局から説明を受けました。

本戦略においては、ジェンダーギャップの解消に向け、アンコンシャスバイアスの解消等の意識改革など三つの戦略を柱とし、取組を進めるとともに、今後、条例の制定に向け、検討を進めていくことが示されました。

ジェンダーギャップの解消は非常に重要な施策であるものの、男らしさ、女らしさといった固定的な性別の役割分担意識、無意識の思い込みの変革については、人の内面に触れるところであることから、特に教育の場に押しつけるものでなく、丁寧に対応していく必要があると考えます。県当局におかれては、こうした視点を踏まえ、今後、ジェンダーギャップの解消について慎重に取組を進めていただくよう要望します。

以上、御報告申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で、常任委員長の報告を終わります。

特別委員長報告

○議長（服部富男） 日程第3、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会及び豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会から、調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。中瀬古初美伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長。

〔中瀬古初美伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長登壇〕

○伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長（中瀬古初美） 伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、伊勢茶の振興に関する条例の策定に向け、調査検討を行うことを目的として令和6年5月に設置されました。そして、1年10か月にわたり21回の委員会を開催してまいりました。

まず、伊勢茶の普及拡大に関する取組や伊勢茶を活用した食育の推進などについて、県当局から聞き取り調査を行うとともに、参考人招致を行いました。

参考人招致に当たっては、伊勢茶の消費拡大について、県内の飲食店における伊勢茶の普及について、伊勢茶のプロモーションについてなど、有識者や茶業関係者、関係団体の方、合わせて4名を参考人として招致し、聞き取り調査を実施しました。

併せて、お茶に関する法律や他の自治体の条例についての調査も実施しました。

さらに、県内調査として、亀山市にある農業研究所茶業研究課において、本県の茶に関する研究などについての調査とともに、多気町及び度会町において、伊勢茶の普及に関する取組等についての調査を実施したほか、県外調査として、静岡県においてお茶の振興に関する条例、施策などについて調査を実施しました。

また、条例案の策定に当たっては、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局や関係団体から意見聴取を行うほか、県民等の意見を条例案に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。

本委員会では、このような慎重な検討経過を経て、伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案を取りまとめ、令和8年3月4日に議長に提出いたしました。

この条例案につきましては、本日、議提議案第2号として御審議いただくことになっているところであります。

県当局におかれましては、この条例案が可決された上は、この条例の規定の的確な施行に取り組まれるよう要望いたします。

最後に、本委員会は、この条例案が伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与するものであると確信しています。

議員の皆様には、この条例案の趣旨を御理解いただき、何とぞ御賛同いただきますよう、心からお願い申し上げまして、委員長報告とさせていただきます。

○議長（服部富男） 山崎 博豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員長。

〔山崎 博豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員長登壇〕

○豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員長（山崎 博） 豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会における調査の経過と結果について御報告申し上げます。

三重県は1000キロメートル以上に及ぶ海岸線を有し、水産業については、豊かな漁場に恵まれ、全国でも有数の漁業生産量を誇るほか、日々の生活や観光など、様々な形で豊かな海の恵みを楽しんでおり、三重県にとっての海は水産業、そして県民の暮らしにとって非常に重要なものです。

しかしながら、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少など、三重県における海を取り巻く環境は年々厳しさが増しているところです。

このような中、令和7年11月、本県において41年ぶり2回目となる、第44

回全国豊かな海づくり大会が開催されました。

その成果も踏まえ、大会後も見据えて、豊かで美しい三重の海を次世代へ引き継いでいくことを目指して取組を推進していくことが重要です。

そのような背景のもと、海を取り巻く様々な観点からの総合的な対策について調査し、着実に推進することを急務に捉え、特別委員会の設置に至りました。

本委員会では、1、伊勢湾の水質総量規制の在り方及び三重県沿岸の水質の在り方、2、三重県沿岸海域における漁場づくり、3、海業の振興支援を含めた観光資源としての海域の活用方策、4、豊かな海づくりに資する森林の適切な管理の在り方の四つを重点調査項目に位置づけ、県内外の関係機関・団体等の調査を含め、様々な調査方法を用いて、委員会活動を行ってきました。

委員会は、これまで14回にわたり開催し、県当局からの聞き取り調査のほか、漁業関係者、国、学識経験者といった様々な分野から9名の参考人を招致し、意見交換を行うなど、幅広い観点から分野横断的に調査を重ねてきました。

こうした調査を踏まえて、積極的かつ濃密な委員間討議を行い、豊かで美しく親しみのある海づくりに向けた独自の政策提言を取りまとめましたので、以下、県当局に対し、委員会としての意見を申し述べます。

最初に、順応的な自然環境への働きかけについてであります。

海における生き物が暮らす環境の保全は、海の恵みの享受など、豊かな県民生活にとって不可欠であり、海づくりの取組の推進に当たっては、海域における取組に加えて、水循環を健全に保つ観点から、陸域における生態系の豊かさを意識した河川づくり、森林づくりの取組を行うなど、生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環を構築し、豊かな生態系を維持、確保していく必要があります。

現在、三重県の海的环境については、豊かな生態系を確保する上で必要となる栄養塩類の不足が発生しているほか、気候変動の影響や、長期にわたる

黒潮大蛇行の影響による海水温の上昇が海の生き物の暮らす場でもある藻場の減少につながっており、それらが漁業生産の減少等の要因となっています。

こうした状況を踏まえて、生き物が暮らす観点での海洋環境保全の取組として、水質の在り方については、漁業生産量が十分に確保できていた時期も参考にしつつ、県として目指すべき水環境について関係者と合意形成を図り、人為的にできる取組を実施することや、藻場の再生等に着実に取り組んでいくことが重要です。

このことから、県当局におかれましては、豊かな生態系を維持、確保する観点から、1、生き物が暮らす観点での目指すべき海洋環境の水準の設定と科学的な管理を行うためのモニタリング体制の整備、2、順応的な海域の栄養塩類の推進、3、地域における藻場、干潟等の再生・創出・保全の取組の推進、4、河川づくりや森林づくりの取組も含め、漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持、回復の推進に取り組まれることを要望します。

次に、多様な主体の参加と連携の促進についてであります。

海という共通の財産を守り育てていくためには、人の力が不可欠であり、多様な主体の参加と連携を促進しながら、地域に根づき、海を守り、育む人材を確保し、定住につなげていくことが重要です。

そのような中、それぞれの地域において、関係者が一体となって自主性を持って取組を推進するためには、漁業関係者や地元自治体のみならず、地域、企業、研究機関、そして一人ひとりの力を結集し、多様な主体の参加と連携を図ることが不可欠です。このような参加と連携を促すため、人と海とのつながりを行政として支え、情報共有や活動の連携等が円滑に進むようなネットワークの構築を促進することが重要です。

また、海づくりの活動が地域で適切に実施されるためには、現場で実行する人材の確保や育成が不可欠であり、海を守り育む人材の定住につなげるためには、子どもや若者が海に実際に触れ合う機会を充実し、海に親しみを持ってもらうため、海洋に関する教育が果たす役割は大きいと考えられ、海

洋教育によって、子どもたちの海への関心を高め、それにより自然観、郷土愛、定住志向の醸成につなげることで、地域活性化にも資する取組としていくことが重要です。

このことから、県当局におかれましては、1、豊かで親しみのある海づくりを行うための県全体での機運の醸成、2、海洋教育の推進による自然観、郷土愛、定住志向の醸成に取り組まれることを要望します。

最後に、人と自然が共生した地域資源の利活用の促進についてであります。

水産業は、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業など幅広い産業と密接に連携して取り組まれる海業の振興等による地域経済の発展や、漁村文化、漁村コミュニティの形成などに貢献し、県民の健康で充実した生活の基礎として重要なものです。

このため、水産物の安定的な供給に向けては、漁船漁業、養殖業のそれぞれの分野において、産業としての成長を促進するための環境整備に取り組み、また、的確な水産資源管理を推進することで、競争力のある持続可能な水産業の振興に取り組むことが必要です。

また、本県は長い海岸線を有しており、海や漁村を観光資源として有効活用することで、自然、文化、食など、様々な面で国内外の観光旅行者を魅了するポテンシャルを有しているところと考えられます。

人口が減り、少子・高齢化が進む中、交流人口、関係人口の拡大は、地域の活力の維持、発展に不可欠であり、海や漁村を活用し、観光振興も含めて、漁業以外の産業の取り込みを推進し、海業の振興に積極的に取り組むなど、漁村地域の活性化や所得向上に向けた取組を着実に進めていくことが重要です。

このことから、県当局におかれましては、1、産業としての成長を促進し、競争力のある水産業を実現するための環境整備、2、的確な水産資源管理を通じた持続可能な水産業の振興、3、海業の振興支援、海や漁村を活用した観光振興に取り組まれることを要望します。

豊かで美しく親しみのある海づくりの好循環の創出のためには、中長期的

な視点で行政がしっかりと基盤を整え、持続可能な形で、自然、社会、経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要があります。

このため、本委員会では、これまで申し述べました委員会としての意見を取りまとめて、委員会発議の国への意見書案及び県当局に対する提言書を取りまとめました。

意見書案については、この後御審議いただき、可決されれば、国に対し、豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める要望を行っていく所存です。

また、県当局におかれましては、提言書を踏まえ、取組の状況について適宜、県民及び議会にお示しいただき、第44回全国豊かな海づくり大会という歴史的な大会によって高まっている機運も生かしながら、県民共通の貴重な財産である海を次世代へ引き継いでいくことを目指して、県全体でしっかり取組を進めていただきますよう求め、本委員会の報告といたします。

○議長（服部富男） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

意 見 書 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第4、意見書案第1号豊かで美しく親しみのある海づくりの推進を求める意見書案、意見書案第2号地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案、意見書案第3号インボイス制度の廃止を求める意見書案、意見書案第4号自衛官の処遇等の改善及び退職自衛官の再就職支援の促進に関する意見書案、意見書案第5号日本国国旗損壊等の罪の制定について十分な検討を求める意見書案、意見書案第6号売春防止法の規制強化等を求める意見書案及び意見書案第7号医療記録の保存期間見直し及び保存体制の整備を求める意見書案を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、いずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第7号までは委員会付託を省略いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件はいずれも趣旨説明並びに質疑を省略するとともに、意見書案第2号から意見書案第7号までは委員会付託を省略することに決定いたしました。

討 論

○議長（服部富男） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。9番 吉田紋華議員。

〔9番 吉田紋華議員登壇〕

○9番（吉田紋華） 津市選挙区選出、日本共産党の吉田紋華です。

意見書案三つに関して反対討論をいたします。

まず、意見書案第2号についてです。地方議員の厚生年金制度の構築には、国民の税金が財源となることには反対をいたします。

続いて、意見書案第4号です。自衛官の応募が少なく、定員割れが続く中、政府はかつてない自衛官の処遇改善を進めています。それは、自衛官の処遇改善に関する基本方針にある防衛力の抜本的強化のためには、その担い手である自衛官の確保が至上命題との認識からです。

なぜ応募が少ないのか、その根本には自衛隊の抱える本質的な問題があります。自衛官は2万人募集に対して、2024年度では9724人の採用しかできず、定員割れが続き、充足率は89%になっています。過去の例のない30を超える手当等の新設、金額の引上げなどの処遇改善をしていますが、解消をしていません。

自衛隊に対して、22年の世論調査でも、よい印象を持っている、が9割を超えています。それにもかかわらず、応募が少ないのはなぜなのかを考えるべきです。

人口減に加え、次々と発覚したセクハラ、暴力などのハラスメントが影響を与えているのは明らかです。

同時に、戦争という自衛隊ならではの問題を直視すべきです。そもそも自

衛隊は戦力を持たず、国の交戦権を認めない憲法9条に違反するという他国にはない根本矛盾を抱えています。一方、国民には戦争体験を基に、戦争への危機感、紛争を武力で解決しないという平和意識が根強くあります。

政府は、こうした制約から専守防衛、海外派兵禁止を掲げてきました。

しかし、日米軍事同盟拡大強化に伴い、自衛隊の海外派遣が繰り返されてきました。イラクに派遣されたときには棺おけも持参し、帰国後にも多くの自死をされた方が出ました。

創立後70年、直接の戦闘には参加をしていますが、訓練などで2000人を超える殉職者を出しています。

世論調査では、侵略されても自衛隊に志願をするは4.7%にすぎません。今や敵基地攻撃能力を持つまでになり、首相が中国と戦争する事態を国会で公然と答弁、負傷自衛官や殉職者が出る場合の遺族年金などの拡充の提案をしています。

政府が危機をあおればあおるほど、若者が戦争の危険を感じ取り、距離を置くのは当然です。

重大な問題は、自衛隊が対米従属の組織だということです。個々の自衛官の心情とは別の武力攻撃を受けた祖国を守るのではなく、安保法制の下で、存立危機事態を口実に米国のために戦争に参戦させられる。今のアメリカのイランへの先制攻撃は、そのような事態に巻き込まれるかどうかの瀬戸際とも言える状況です。

また、再就職支援の促進についてです。これは退職自衛官に限らず、どんな年齢、環境をもってしても、その条件に合った働き方が選べることを保障される社会にしていくべきであると考えています。

転職の多くなっている時代ではありますが、いまだに労働環境では年功序列の根強い日本の環境があります。ほかにも、女性の再就職率にM字カーブを作っている原因の一つ、女性の再就職の問題についても同様のことが言えると考えます。

続いて、意見書案第7号について、個人情報の保護に関する法律に基づい

たカルテ等医療記録の長期保存に関しては、ビッグデータの利用によって個人情報 の不正利用がされかねないので、その促進には反対をいたします。

以上を理由として、三つの意見書案への反対討論といたします。

○議長（服部富男） 4番 伊藤雅慶議員。

〔4番 伊藤雅慶議員登壇〕

○4番（伊藤雅慶） 皆さん、おはようございます。会派新政みえ、三重郡選挙区選出の伊藤雅慶でございます。

私からは、意見書案第5号日本国国章損壊等の罪の制定について十分な検討を求める意見書案に対し、法整備を推進する立場から賛成討論を行います。

国内外において、日本国国旗を公然と損壊し、踏みつけるなどの行為が日本の政府機関等への抗議行動として度々メディアに報じられます。

抗議行動の自由は、民主主義社会において尊重されるべきものでありますが、国旗、国章は、国家と国民を象徴するものであり、毀損行為は単なる政府批判等の域を超え、国家、国民の尊厳そのものへの冒瀆であると受け止められることから、日本人として看過できるものではありません。

また、多くの国においては、そのような行為に対する法的規則が整備されており、我が国においても、社会秩序の維持や独立国家としての姿勢を国際社会に示す観点からも相応の法規制が必要と考えます。

一方、一律の取締りは、意見書案にも示されているとおり、表現の自由や住民生活への影響、予期せぬ社会的対立を招く可能性などを否定できないことから、政府においてはそうした課題を十分に精査した上で、慎重かつ実効性のある検討を行うよう強く求めます。

結びに、冷静な議論により、必要な法整備が実現し、国家の尊厳と秩序が保たれ、平和で安全な社会が築かれることを大きく御期待申し上げ、賛成討論といたします。（拍手）

○議長（服部富男） 10番 難波聖子議員。

〔10番 難波聖子議員登壇〕

○10番（難波聖子） 意見書案第3号インボイス制度の廃止を求める意見書案

について、賛成の立場から討論いたします。

複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月から開始された適格請求書等保存方式、インボイス制度において、消費税の課税事業者が制度開始以前のように、仕入税額控除を受けるには、取引先からインボイスを発行してもらう必要があり、発行してもらえない場合は税負担増となります。そのため、年間売上額1000万円以下の消費税免税事業者は、取引先からインボイスの発行を求められることとなりますが、インボイスの発行のために課税事業者になると、消費税の申告、納付が義務づけられるため、税と事務の負担を負うこととなります。

また、インボイスを発行できない免税事業者は、取引事業者からの消費税相当の値下げ要求や、取引排除を覚悟しなければいけない懸念が強く指摘されてきました。

施行から2年が経過いたしました。小規模事業者などからは、税負担増や減収による経営状況悪化や、インボイスに係る経理事務の負担を訴える声が出ております。結果として消費税納付のための借入れや廃業といった声も上がっており、インボイス制度が事業活動や国民生活へもたらす深刻な影響は決して看過できるものではありません。

令和5年9月には、当事者らの声として、フリーランスや小規模事業者などで構成する民間団体が中心となって集めたインボイス制度の反対署名約54万筆が、当時の岸田文雄首相に手渡されております。

インボイス導入後の小規模事業者等の不況や昨今の経営を取り巻く環境、反対の訴えに鑑みれば、国の支援措置の拡充だけでは、もはや不十分であり、小規模事業者等の経営の持続化や経済の活性化の重要性を考えると、インボイス制度そのものを廃止することが最良の策であると言わざるを得ません。

よって、国におかれましては、中小企業・小規模事業者の事業存続や日本経済振興、ひいては国民の生活を守るため、インボイス制度を廃止することを強く国へ要望いたします。

議員の皆様のもとへもインボイス制度の廃止を訴える声が届いておるか

思います。どうか、その声を意見書として国会に届けるために、議員の皆様
の賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本意見書案の賛成討論とさせていただきます。

○議長（服部富男） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

採決は3回に分け、押しボタン式投票により行います。

まず、意見書案第1号及び意見書案第6号の2件を一括して採決いたしま
す。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号、意見書案第4号、意見書案第5号及び意見書案第
7号の4件を一括して採決いたします。

本案をいずれも原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 44

反対 1

よって、本案はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 22

反対 23

よって、本案は否決されました。

議 提 議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第5、議提議案第2号伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案を議題といたします。

提 案 説 明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。中瀬古初美伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長。

〔中瀬古初美伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長登壇〕

○伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員長（中瀬古初美） ただいま議題となりました伊勢茶に親しむ暮らし推進条例案につきまして、提案説明を申し上げます。

まず、本条例案の目的について御説明いたします。

本条例案は、伊勢茶の普及の促進及び伊勢茶に親しむ機会の確保に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、伊勢茶に親しむ暮らしの推進を図り、もって伊勢茶の振興に寄与することを目的とするものであります。

次に、本条例案の内容について、その概要を御説明いたします。

第1章、総則では、本条例案の目的のほか、本条例案における伊勢茶について定義を定めるとともに、基本理念や県をはじめとする関係主体の役割等について規定しています。

第2章、伊勢茶に親しむ暮らしの推進に関する計画では、この条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するため、推進計画の策定について定めています。

第3章、基本的施策では、伊勢茶または伊勢茶を活用した飲料による乾杯の取組の促進、伊勢茶学に基づく食育の推進、伊勢茶初摘みの日等、伊勢茶に親しむ暮らしを推進するに当たって基本となる施策について定めています。

最後に、本条例案の施行期日については、令和8年4月1日から施行するものとしています。

以上が本条例案の提案説明であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、質疑を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議提議案第2号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 投票漏れはございませんか。

押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案は原案のとおり可決されました。

特別委員会の廃止

○議長（服部富男） 日程第6、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので、廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認めます。よって、伊勢茶の振興に関する条例策定調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

議提議案審議

○議長（服部富男） 日程第7、議提議案第3号三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案説明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。芳野正英総務地域連携交通常

任委員長。

〔芳野正英総務地域連携交通常任委員長登壇〕

○総務地域連携交通常任委員長（芳野正英） ただいま議題となりました三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例及び県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案説明を申し上げます。

公益信託に関する法律の全部改正等により、公益信託の許可、監督等に関する規定が整備されるとともに、その透明性及び公正性が確保されることから、今回、現行条例の大幅な見直しが必要となっています。

このようなことから、公益信託に関する法律の施行等に鑑み、公益信託に係る許可等の手続等についての規定を削る等の改正を行うものです。

以上が本条例案の提案説明であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、質疑を省略し、直ちに採決したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議提議案第3号を押しボタン式投票により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 案 審 議

○議長（服部富男） 日程第8、議案第74号から議案第76号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（服部富男） 提出者の説明を求めます。一見勝之知事。

〔一見勝之知事登壇〕

○知事（一見勝之） ただいま上程されました議案第74号から議案第76号について御説明いたします。

これらの議案は、いずれも人事関係議案であり、副知事、教育長、収用委員会委員の選任について議会の同意を得ようとするものです。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（服部富男） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、本件は質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（服部富男） これより採決に入ります。

議案第74号から議案第76号までの3件を一括して押しボタン式投票により

採決いたします。

本案にいずれも同意することについて投票願います。

〔投票開始〕

○議長（服部富男） 押し間違いはございませんか。

間もなく投票を終了いたします。

これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（服部富男） 投票の結果を報告いたします。

賛成 45

反対 0

よって、本案はいずれも同意することに決定いたしました。

○議長（服部富男） これをもって本日の日程は終了いたしました。

副 知 事 発 言

○議長（服部富男） この際、服部 浩副知事から発言を求められておりますので、これを許します。服部 浩副知事。

〔服部 浩副知事登壇〕

○副知事（服部 浩） 発言のお許しをいただきまして、誠にありがとうございます。

私、任期途中ではございますが、3月31日をもちまして、副知事の職を退任させていただくことになりました。

令和3年2月定例会議におきまして、選任の同意をいただき、着任してから5年間、甚だ微力ではございますが、県政の進展に全力を尽くしてまいりました。新型コロナウイルスへの対応など、様々なことがございましたが、議員の皆様からいただきました真摯な御指導と御高配に心から感謝を申し上げます。

本年は、三重県誕生150周年の記念の年です。記念式典などの成功と、こ

の年を契機に県政がますます発展することを祈念いたしますとともに、皆様方のさらなる御活躍、御健勝を心よりお祈りを申し上げまして、退任に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

長い間本当にありがとうございました。（拍手）

休 会

○議長（服部富男） お諮りいたします。明24日から30日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部富男） 御異議なしと認め、明24日から30日までは休会とすることに決定いたしました。

3月31日は定刻より本会議を開きます。

散 会

○議長（服部富男） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時21分散会

紹 介

○議長（服部富男） 議員各位に申し上げます。

先刻、副知事に選任同意いたしました後田和也さんから御挨拶を受けることといたします。後田和也さん、御挨拶願います。

○副知事（後田和也） 先ほどは選任同意を賜り、ありがとうございます。

もとより大変非力ではございますが、精いっぱい職責を果たしてまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御鞭撻をよろしく願います。

本日は誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（服部富男） 以上で終了いたします。